

平成二十五年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

平成二十五年三月十三日（水曜日）

出席委員（十四名）

委員長	横山哲英		
副委員長	工藤健一		
委員	奈良岡完治	前田信一	
	清水孝夫	小野稔	
	鶴賀谷貴	奈良岡文英	
	藤林公正	吉村忠男	
	相馬勝治	佐々木政美	
	浅利直志	野呂日出男	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	長	平田博幸	
総務課長	選管事務局長併任	五十嵐晋	

企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長
上 下 水 道 課 長 補 佐
常 盤 出 張 所 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
農 委 会 長

能 登 谷 英 彦
天 内 司
三 浦 郁 雄
齋 藤 美 津 昭
対 馬 猛 清
三 上 正 裕
根 岸 鉄 二
幸 田 信 雄
對 馬 一 孝
神 忠 勝
三 浦 秀 男
鈴 木 政 治
武 田 登
加 福 哲 三
小 杉 利 彦
横 山 精 逸
工 藤 勲

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長

佐々木 克 治

補

佐

三 浦 孝 司

審 査 日 程

- 第 二 議案第 十七号 平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
第 三 議案第 十八号 平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
第 四 議案第 十九号 平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
第 五 議案第二十 号 平成二十五年度藤崎町水道事業会計予算案
第 六 議案第二十一号 平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案
第 七 議案第二十二号 平成二十五年度藤崎町下水道事業会計予算案
-

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十五年三月十三日

開 議 午前十時

○委員長（横山哲英君）

おはようございます。

開会前に建設課長から発言を求められておりますので、これを許します。建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

きのうのご質問でございました近隣市町村の町営住宅の実情ということでございましたが、近隣ということで、ちょっとなかったんですが、県内ということで調査いたしましたところ、横浜町で木造平屋建てでございますが、六十四万円、坪当たり六十四万円でございます。五戸町も木造で平屋一部二階建てでございますが、こちらも六十四万円、むつ市の場合ですが、木造の平屋一部二階建てで七十五万円、外ヶ浜町で木造平屋で八十四万円ございました。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

ただいまの出席委員数は十四名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

各特別会計について、歳入歳出を一括で審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、審査に入る前に、委員長からお願いがあります。

関連質問は認めますけれども、一問だけにしてください。よろしく願いします。

審査日程に従い、議案第十七号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

皆様、おはようございます。

それでは、議案第十七号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計の予算案について、その概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百三十一ページをお開き願います。

平成二十五年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ二十億三千八百万円となり、前年度比二・九％の増となるものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算書の百四十三ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は一千六百五十五万一千円となり、国民健康保険資格者全員が六十五歳以上七十四歳までの世帯の世帯主に対して、年金から特別徴収されるものであります。第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は三億六千七百三十三万七千円となるものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は二千七百四十一万三千円となるものであり、国民健康保険税合計では四億一千百三十万一千円となるもので、対前年度比一・三％増となるものであります。

百四十四ページをお開き願います。

第三款国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は三億八千七百六十六万七千円となり、一般被保険者の療養給付費等に係る定率の国庫負担金であります。第二目の高額医療費共同事業負担金は一千二百八十八万四千円となるものであり、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であります。第三目の特定健康診査等負担金は三百八十一万九千円となるものであり、四十歳以上七十五歳未満の方々の特定健康診査等にかかわる費用に対する国庫負担金であります。

第二項第一目の財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせて二億一千八十三万七千円を計上す

るものであります。

百四十五ページの第四款療養給付費交付金第一項第一目の療養給付費交付金は一億一千四百八十五万一千円となるものであり、六十五歳未満の退職被保険者の方々の療養給付費等にかかわる支払基金からの交付金であります。

第五款前期高齢者交付金第一項第一目の前期高齢者交付金は、三億一千百七万二千元となるものであり、六十五歳以上七十五歳未満の方々の療養給付費等の保険者間の費用負担の調整を図るため、支払基金より交付されるものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は三百八十一万九千元となるものであり、特定健康診査等にかかわる費用に対する県負担金であります。第二目の高額医療費共同事業負担金は一千二百八十八万四千元となるものであり、高額医療費共同事業拠出金に対する県からの負担金であります。

第二項第一目の財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせて、一億九百五万円を計上するものであります。

百四十六ページの第七款共同事業交付金第一項第一目の高額医療費共同事業交付金は四千二百十万四千元となるものであり、高額医療費にかかわる運営基盤の安定を図るため、高額医療費の八十万円を超える部分の額に対し、一定割合で交付されるものであります。第二目の保険財政共同安定化事業交付金は一億八千五百八十四万一千円となるものであり、高額医療費が三十万円を超える部分の八万円以上八十万円までの部分に対し一定割合で交付されるものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金は、二億百八十三万一千円となるものであり、保険基盤安定繰入金を初めとする繰入金であり、国保財政の基盤安定化を図るため、それぞれ一般会計から繰り入れするものであります。

百四十七ページの第二項第一目の財政調整基金繰入金は、財源不足を補填するため、三千万円を基金から繰り入れするものであります。

第十款繰越金及び百四十八ページの第十一款の諸収入までは、項目計上及び前年度と同額を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

百五十一ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は二千六百三十一万七千円となり、職員人件費など経常経費が主なものであります。第二目の県国保連合会負担金は百五十七万二千円となるものであり、県国保連合会に対する運営事務経費にかかわる負担金であります。

百五十二ページの第二項第一目の納税奨励費は七万八千円となるものであり、国民健康保険税の徴収等にかかわる経費であります。

第三項第一目の運営協議会費は二十七万八千円となるものであり、国保運営協議会にかかわる経費であります。

第四項第一目の趣旨普及費は、前年度と同額の十万円を計上するもので、広報ふじさきによる国保情報の情報提供などにかかわる経費であります。

百五十三ページの第二款保険給付費は、歳出の大宗を占めるものであり、第一項療養諸費は合計で十一億七千八百八十六万八千円、第二項の高額療養費の合計は百五十四ページのほうをお願いします。一億四千四百十九万二千円。

百五十五ページの第四項出産育児諸費の計は七百九十八万四千円、第五項の葬祭諸費は百八十五万円を計上するものであり、第二款保険給付費の合計額は十三億二千五百八十九万六千円となり、対前年度比二・二%の増となるものであります。

第三款後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金及び第二目の後期高齢者事務費拠出金を合わせて二億六千九百八十八万八千円となるものであります。

百五十六ページの第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者納付金及び第二目の前期高齢者事務費拠出金は合わせて三十六万二千円となるものであり、前年度実績などを勘案して計上するもので、いずれも支払基金のほうへ納付するものであります。

第五款老人保健拠出金第一項第一目の老人保健医療費拠出金及び第二目の老人保健事務費拠出金を合わせて二十二万円を見込み計上しております。

第六款介護納付金第一項第一目の介護納付金は一億三千五百五十六万五千円となるものであり、国、県の補助金及び介護保険二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から国保税の一部として徴収した部分を介護費用の負担分として支払基金へ納付するためのものであります。

百五十七ページの第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金は五千百五十三万九千円、第三目の保険財政共同安定化事業拠出金は一億九千五百三十六万八千円となるものであり、本事業は青森県国保連が事業主体となって行っている事業であり、高額医療費の財政安定化並びに運営基盤の安定を図るためのものであります。

第八款保健事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は二千百七十五万九千円となるものであり、平成二十年四月から保険者に義務づけられた四十歳以上七十五歳未満の方々の特定健康診査及び特定保健指導を行うための職員の人件費及び特定健康診査委託料を計上するものであります。

百五十八ページの第二項第一目の疾病予防費は百五十八万三千円を計上し、健康管理に対する意識の高揚と予防対策を推進するものであります。

百五十九ページの第十款公債費第一項第一目の利子は、前年度と同額の五十万円を計上するものであり、一時借入金の利子に充てるものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は二百万円、第二目の退職被保険者等保険税還付金は二十万円を計上しており、過誤納金にかかわる還付金であります。第三目の償還金は前年度の国並びに県の負担金及び補助金等の返還金を見込んで計上するものであります。第四目及び百六十ページ上段のほうの第五目は、一般被保険者及び退職被保険者還付金にかかわる加算金であります。

第十二款予備費は、緊急時に不足が生じた場合の充当財源及び予算調整により収支の均衡を図るためのものでありま

す。以上をもって予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（横山哲英君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

国保税の値上げが近隣市町村で、市町村というか、市でもですね、行われて、運営が全県的に大変厳しい状況の中で、小田桐町政の時代から値上げせずに頑張っているということについては評価したいなと思っています。

それで、質問ですけれども、歳入の部分のですね、百四十三ページでございます。この一般保険者の普通徴収保険税がですね、前年度比で比べて三百五十一万円ほどふえておるのですけれども、これはきのう奈良岡議員も聞いておりましたけれども、何か雇用が前から比べれば、勤め人のですね、そういう企業が安定しているとか何とかそういうような見込みなんでしょうか。何か前年度と比べて三百五十万円ほど上がった根拠、ふえた理由をお示し願いたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

実は二十四年の九月議会で、課税が決まった時点で補正してございます。その補正時点と比べれば、若干ですが、今回の予算は減っております。これは二十四年の当初予算との比較でございまして、積算の根拠として、収納率等は前年度と同じ計算をしております。決してことしがですね特に上がったということではございません。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ちなみにですね、保険税のですね、納付をしているそういう中にですね、いわゆる自営業者というか、そういうものと年金なら年金、そういう人の割合といいますか、傾向というのは藤崎町の場合はどういうふうになつておるものでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

国保税のですね、いわゆる職業別といいますか、そういうものはちょっと手元にございません。いわゆる町民税と違ひまして、やはり所得でこう区分していますので、ということであります。それですね、ちなみに所得ゼロの世帯が約三八%ございます。所得百万円以下の人が七二%ということで、所得二百万円以上の人が一%というのが現状でございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

職業別のその分類というのはしていないけれども、いわゆる課税ベースの所得経費、あるいは基礎控除を引いた所得ベースでいくと、町民税のゼロの世帯が三八%いるということは四〇%ぐらいあるということなわけですか。そういうふうな説明だったんですね。

○委員長（横山哲英君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

三八%、いわゆる所得ゼロが三八%、国保はご存じのように所得ゼロでも頭割りとか、かかりますので、内容はそう

ということです。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

支出のほうでお聞きいたします。

八款の保健事業費でございます。ページ数でいきますと百五十七ページでしょうか。特定健診の事業でございます。検診を勧めて、早期発見や健康で長生きしようという趣旨も含めてですね実施している事業なんですけれども、この中で通信運搬費が三十二万円ほどになって、前年度から減額になっているわけでございます。だと思っておりました。それで、この通信運搬費の三十二万円計上されているんですけれども、全体では三十万円ほど減額になっているんですけれども、その理由をお示し願いたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

担当課で今答弁するところを今見てみますので、それからにしてください。質問取り消すんですか。

○浅利直志委員

百五十七ページの部分を。

○委員長（横山哲英君）

減額になった理由ですね、浅利委員ね。去年、前年比の……。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

通信運搬費につきましては、前年度の予算額が三十三万六千円、今年度が三十二万円ですので、一万六千円余り減額になっております。以上であります。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

一万六千円ほどだったら、何も減額になっていないと同じなので、私が聞きたいのはですね、特定健診をやるときに、今まで郵送でやっていたものを保健推進員が配付するようにですね、変えたわけですね。そのことによって、そういうふうにするようになったんですよね。それをお聞きします。

○委員長（横山哲英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

平成二十四年度の当初予算では、郵送による通知を予定しておりましたが、その後、健康推進員による配布に変更になりまして、今定例会に提出してある三月補正予算ではその分三十数万円通信運搬費を減額しております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ですから、そういう配布するというのは、保健推進員も早い話が手間暇もかかるわけですね。同時に手間暇はかかるけれども、個々の世帯や家庭に訪問までいかないにしても、それに近いようなことはやらされるということなんでしょう。この趣旨、目的はどのような経過でそういうふうになったのか。経費削減のためだけなのか、その辺の目的、狙いについて、お聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

健康推進員につきましては、単なるそういう通知、それからチラシ、そういうものの配布だけが仕事ではございません。よって、今、浅利委員がご質問の中にも述べておりますが、それだけの仕事ではないということでございまして、自宅に赴いたときにはですね、その都度検診の勧奨や、それから結果に対する若干のご説明なども申し上げながら、いわゆる説明しながら勧奨などをしてしておりますので、そういう目的を持ってですね、単なる郵送でやってきたものを変えたものでございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

次のページの百五十八ページですね、二項の保健事業費の中に、健康推進員補助金三十五万五千円、十九節のところですけども、これはどういう健康推進員の補助金なんですけれども、どういう使われ方をしていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

まず、目的ですけども、町の保健予防活動を広く浸透させることで住民の健康づくり、疾病予防、衛生教育など、保健に関する対策に協力して、健康保持、増進並びに国保趣旨が普及し、住民の健康管理意識が高まり医療費の適正化に寄与することを目的としております。歳出のほうですが、講師謝礼として五万円、これの内容は、健康体操の指導は

か、一回当たり一万円の五回、消耗品費として二十一万円、健康体操DVD制作料、単価が一千円の二百部、また健康体操DVD表紙、単価が六十円の二百部、それから健康推進員心得を単価が百十円で百五十部作成しております。さらには印刷製本費として健康推進員だより、これは単価が十円の毎戸配布五千二百部を予定しております。そのほか事務費として九千八百円を見込み、合計三十五万五千円となるものであります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

関連質問一問だけはとかという委員長の希望とご指摘もあったんですけども、健康推進員から聞いたんですね。会議も年何回か行われているんだらうと思うんですけども、その会議が日中だけで勤めている人はなかなか出席しにくいんだというような声も聞かれるんですけども、実態的には昼だけやっているということなんでしょうか。多少の勤めている人も含めて夜にやるとか、そういうこともあるんでしょうか。その辺はどういう実態でしょうか。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

健康推進員の事業に関してはですね、夜間に行われる場合もございます。今年度、二十四年度中にもですね、夜間における、事業の内容はちょっと今のところは忘れたんですが、一回、二回ぐらいやったと記憶しております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山哲英君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十八号平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第十八号平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案について、その概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百七十一ページをお開き願います。

平成二十五年度の予算総額は歳入歳出それぞれ二億九千八百三十万七千円となり、前年度比一・四％の減となるものであります。

まず歳入についてご説明いたします。

百八十一ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料は四千九百五十六万七千円、第二目の普通徴収保険料は一千七百八十一万三千円となり、七十五歳以上の高齢者に対し、均等割額及び所得割額の合計額を年金から徴収する特別徴収と普通徴収からなるものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は二千六百三十万三千円となり、後期高齢者医療の町が行う事業にかかわる職員給与費等繰入金一千九百九十七万一千円、広域連合の事務にかかわる職員給与費等の共通経費にかかわる町負担分である広域連合事務費繰入金は六百三十三万二千円を一般会計から繰り入れするものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は四千六百八十四万三千円となるものであり、保険料の軽減額に対する公費負担分として一般会計から繰り入れするものであります。第三目の療養給付費繰入金は一億五千五百九十万六千円となるものであり、広域連合で実施

する後期高齢者療養給付費にかかわる町負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

百八十二ページの第四款後期高齢者医療広域連合支出金第一項第一目の後期高齢者医療制度補助金は十五万円となり、健康増進事業として高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用に対する広域連合からの補助金であります。

第五款繰越金は、平成二十五年度三月分の普通徴収保険料が新年度に入ってから広域連合へ納付することになりますので、繰越金として処理するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百八十七ページをお開きください。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、一千九百六十三万七千円となり、職員人件費及び後期高齢者医療システムにかかわる保守業務委託料等が主なものであります。

百八十八ページの第二項第一目の徴収費は四十八万四千元となるものであり、保険料徴収にかかわる事務経費であります。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者広域連合負担金は二億七千八百一万三千元となり、そのうち保険料等負担金一億一千五百七十七万五千元は、町で徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当額を計上するものであります。広域連合事務費負担金は六百三十三万二千元となり、後期高齢者医療広域連合の事務にかかわる職員給与費等の共通経費にかかわる町負担分であります。療養給付費負担金は一億五千五百九十万六千元となるものであり、後期高齢者療養給付費にかかわる町負担分であり、これらの負担金はいずれも青森県の広域連合へ納付するためのものであります。

百八十九ページの第三款諸支出金第一項第一目の保険料還付金及び第二目の還付加算金を合わせて十七万円を計上するものであり、過誤納金にかかわる還付金などであります。

第四款の予備費は予算調整により収支均衡を図るためのものであります。以上をもちまして予算の概要説明とさせて

いただきます。

○委員長（横山哲英君）

歳入歳出の予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

一つだけ歳入にかかわるんですけれども、百八十一ページでございます。特別徴収保険料、口座からどんどん天引きやるという嘆きの声も聞かれるのですけれども、普通徴収のほうがですね、そうでない普通徴収のほうが伸びていく傾向にあるのでしょうか。その横ばいの状態なものなんでしょうか。その辺はどのような傾向を示しているのでしょうか。実際、その辺どういう傾向で捉えているのかについてお聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

まず、特別徴収の保険料ですが、前々年度の決算では四千六百十八万円余り、前年度の決算では四千六百九十八万円余り、今年度の予算では四千九百五十六万円余りと、年々伸びている傾向にあります。また、普通徴収の保険料ですが、これにつきましては、前々年度では一千六百六十万円余りだったんですが、前年度は一千五百九十万円余りと、一旦下がってはいるんですが、本年度の見込みでは一千六百九十万円余りと、また伸びてきているというような状況にあります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑ありませんか。十四番野呂委員。

○野呂日出男委員

歳出のですね、百八十七ページの委託料の高齢者肺炎球菌ワクチンの補助の件なんですけれども、これ、私もちょっと先般ある病院に行きましたら、病院の窓口でこれをやるのに大変な親切な説明がありました。それで、我が藤崎町では七十五歳以上は二千五百円で町内の医療機関で予防接種が受けられると。しかも五年間はこれは有効だと、五年に一度でいいというような詳細な説明を受けてきたんですけれども、ただ、そういう制度があるんですけれども、それを現実に町民の七十五歳以上の方々が周知しているかいるかないかということなんです。そこで、どのような形で、制度はあるんですけれども、そういう該当者にどのような形でそれを知らしめているものか、またこれからどういう対策があるものかひとつお伺いしたいと、こう思っています。

○委員長（横山哲英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

はい、お答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、後期高齢者の保険証の更新の際にそういう制度があるということを周知しています。また、たしか私の記憶では、広報にも載せたことがあろうかと思っておりました。ちなみに、平成二十三年度では五百数十名の方が接種をされていましたが、平成二十四年度については五十名にとどまっております。そういう状況です。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山哲英君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十九号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

それでは、議案第十九号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、百九十九ページをお開き願います。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ十六億八千九百四十万四千円となり、対前年度比〇・一四％の減となっております。

次に、二百五ページの歳入歳出予算事項別明細書総括の歳入をお開き願います。

一款保険料は、前年度の予算額二億七千百三万円に対し、本年度の予算額は二億七千二百二十万円となり、前年度比百十七万円増のほぼ前年度並みと見込んだものであります。

三款の国庫支出金は、前年度の予算額四億三千三百二十六万一千円に対し、本年度予算額は四億四千二百四十九万円となり、前年度比九百二十二万九千円の増となりました。

四款支払基金交付金は、前年度の予算額四億八千二百十四万五千円に対し、本年度の予算額は四億六千五百六十万三千円となり、前年度比一千六百五十四万二千円の減となりました。

五款県支出金は、前年度の予算額二億三千七百七十五万六千円に対し、本年度の予算額は二億三千五百七十五万二千円となり、前年度比二百万四千円の減となりました。

七款繰入金は、前年度の予算額二億六千七百八万六千円に対し、本年度の予算額は二億七千二百八十五万七千円となり、前年度比五百七十七万一千円の増となったものであります。

続きまして、二百六ページの歳出をお開き願います。

一款総務費は、職員の人件費が主なものであり、前年度の予算額六千六百六十六万二千円に対し、本年度の予算額は五千九百六十一万八千円となり、前年度比二百四万四千円の減となりました。

二款保険給付費は、前年度の予算額十六億七十七万九千円に対し、本年度の予算額は十五億九千九百二十二万円となり、前年度比百五十五万九千円の減となりました。

三款地域支援事業費は、前年度の予算額二千九百二万四千円に対し、本年度の予算額は三千四十一万四千円となり、前年度比百三十九万円の増となりました。

次に、これらの内容についてご説明を申し上げますので、二百九ページをお開き願います。

一款の保険料二億七千二百二十万円は、六十五歳以上の方、いわゆる第一号被保険者に対する保険料であります。前年度に比較し、百十七万円の増額となっております。介護保険料は介護保険条例により、平成二十四年度から平成二十六年までには標準月額が五千八百五十円と規定されておりますことから、これに基づき算定したものであります。また、保険料以外の国庫支出金、支払基金交付金、繰入金などは介護保険法に定めるおのおのの負担割合に基づき計上したものであります。

次に、歳出をご説明いたしますので、二百十九ページをお開き願います。

二款保険給付費につきましては、二款保険給付費についてご説明いたします。保険給付費につきましては、利用者をご利用されるサービスごとにご説明を申し上げますので、一項介護サービス等諸費の説明の欄をごらん願います。一目介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費は、デイサービス等の在宅の方に対する介護サービスであり、五億四千七百二十万九千円となり、前年度比二千九百九十万六千円の四・二％増となっております。要因といたしましては、在宅への誘導と、利用者の増加によるものであります。

次に、地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム等の介護サービスであり、二億六千七百十萬七千円となり、

前年度比一千四百七十六万二千元、五・八%の増となっております。要因は介護状態が高い方の利用がふえたことによるものであります。

次に、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム等の施設サービスであり、五億四千三百五十二万五千元となり、前年度比三千百三十七万七千円の五・五%の減となっております。要因は施設入所者の減少と、要介護二の軽度の方の入所がふえたことによるものであります。

次に、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費は、平成二十三年度の実績及び今年度の見込み額をもとに計上したものであります。

次に、二百二十ページをお開き願います。

居宅介護サービス計画給付費は居宅サービス計画の作成等に対する給付費であり、七千二百三十七万六千元となり、前年度比百七十九万九千円の二・五%の増となっております。次に、二目介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費は、要支援の方に対する介護状態になることを予防するサービスであり、四千五百一万二千元となり、前年度比四百四十七万九千円の九・一%減となっております。次に、地域密着型介護予防サービス給付費は、要支援の方のグループホーム等の利用であり、百七十三万円を見込み、前年度比十九万二千元の減となっております。また、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費は、二十三年度の実績及び今年度の見込み額をもとに計上したものであります。次に、介護予防サービス計画給付費は、要支援の方に対する予防サービス計画作成に係る給付費であり、五百五十七万六千元となり、前年度比六十三万二千元の一〇・二%の減となっております。

次に、二百二十一ページをお開き願います。

三款地域支援事業費一項介護予防事業費一目二次予防事業費は、要支援、要介護状態になるおそれの高い方の運動機能の低下を防ぐ通所型介護予防事業が主なもので、百八十万四千元で、前年度比六千元の増となったものであります。次に、二目一次予防事業費は、一般の高齢者に対する運動機能の向上や閉じこもり、うつ予防、脳トレ教室などが主な

もので、四百五十万八千円で前年度比七万円の減となったものであります。

続いて、二百二十二ページをお開き願います。

二項の包括的支援事業・任意事業費は、町地域包括支援センター業務委託に関連する事業費が主なもので、特定高齢者から要支援の方まで一貫したサービスである一目介護予防ケアマネジメント事業は四百二十万六千円、介護をする人を支援する事業や、成年後見制度利用支援事業費などの四目任意事業は三百五十万五千円となり、前年度比百四十五万四千円の増となったものであります。任意事業費が増額となった主な要因は、介護サービス利用者や家族から介護サービスに対する疑問、不満等を聞き、介護サービス事業者との橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上を図ることを目的とした派遣事業の実施のために、介護相談員を新たに設置する費用を見込んだことによるものであります。以上、平成二十五年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要でございます。

○委員長（横山哲英君）

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数はですね、ちょっとはっきりしないんですけども、先ほど最後のあの説明の中でですね……。ページ数が必要なければ質問できないと思うので……。

○委員長（横山哲英君）

認めます。だから、早く質問してください。

○浅利直志委員

介護相談員を新たに設けて対応をしますというふうに説明なさっていたんですけども、今までもそれなりにみんな相談を受けてやってきたんでしょう。どういうふうな形で、人、体制、どういうふうな形でやろうとしていらっしゃるのか。その点をお聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず、これまでのですね、介護サービスに対する苦情はですね、町、それから県の国民健康保険団体連合会が受け付け、必要に応じまして調査、指導に当たってまいりました。トラブルが起きた際は、事後処理が中心となっているのが現状でございます。それに対しまして、この制度はですね、まず、相談員をその現場に派遣しまして、定期的に派遣しまして、その現場における利用者の方から直接お話を聞いて、そこの利用事業者に対する要望、それから問題等を聞いて、それを町、それからサービス事業者と話し合いをして、問題がまず大きくなる前に解決を図ることを目的としております。そうしまして、その人員等の配置につきましては、まず、四月下旬までにですね、二名の方をまず相談員として、町内より広報等により、募集をいたします。そして、その決定後に、相談員の方にはですね、研修を受けていただきまして、資格というわけではありませんが、これは一応研修を受けてもらうということが前提になっておりますので、その研修を受けていただいて、十月の上旬から月二回程度、その現場の事業者のほうにですね、派遣していきたいと考えております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今のと関連して、研修を受けた上で月二回程度というふうな派遣の仕方をするような説明だったんですけども、月二回ですと、報酬的にはどういうふうになるんですか。どういう基準で報酬なり、その仕事の対価を支払っていくんですか。

○委員長（横山哲英君）

休憩いたします。

休 憩 午前十時五十五分

再 開 午前十時五十六分

○委員長（横山哲英君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

申しわけありません。

ただいま申し上げましたとおり、実施がですね、十月からということになっております。

そして、報酬につきましては、報酬というわけではないんですが、足代程度ということで、一回につき四千九百円、そして二名ということで、大体月にですね、二カ所程度で六カ月分ということで算出しております。それが報酬の内容でございます。

それから、研修につきましては、これは東京で研修を受けることになりますので、その旅費として二十七万七千円ほど、これが主な経費となっております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

任意に事業としてトラブルなどがですね、発生しないようにやるということなので、二回程度で十分なものかどうか、ちょっと私も判断しかねるところがあるんですけども、今後、実施状況を見て、ふやすならふやすとかという方向で

やっていかないと、専門的な力量を持った人は集まらないだろうというふうに、集まらないというか、そういうことにもなりかねないと思います。

それで、もう一つお聞きいたします。もう一つ、二つぐらいです。

最後は取り消したいと思います。

○委員長（横山哲英君）

静粛に。

○浅利直志委員

これは二百十八ページのところですけれども、認定調査等……、総務費の介護認定審査会費七百四十九万円、認定審査会共同設置負担金五百六十万円ほど、金額的にはですね、一千三百万円ほど計上しておるんですけれども、負担割合に応じて出されていると思うんですけれども、認定審査については、いわゆる介護の申請をすると、一カ月以内に要支援の判定をしなければならないというふうに法令上はされていますよね。実際的にその三十日以内にされているのか、あるいはまた例外的に延びたのがあるんだとかという実態についてはどのような状況でしょうか。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

実態を申し上げればですね、ほとんどが一カ月以内に認定を受けられます。ただ、お医者さんのほうからですね、医師の意見書等がですね、若干おくれる場合もあります。そういうものがあつた場合はですね、やはり一カ月以内での認定が受けられないという方も中にはございますが、数としてはそんなに多くないというのが現状でございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

二百二十一ページの地域支援事業にかかわるところでございます。この中で、いってみますと、そこで特に介護予防、高齢化支援対策閉じこもり予防だとか、あるいは閉じこもり予防について、百十五万円ほど、高齢者支援策対策事業費としてやっている、計上されているんですけども、これは具体的にはですね、事業者がやっていることは実際的にはどういうふうに行われているものなんでしょうか。その点、お聞きしたいと思っております。役場はお金を事業者に支払うだけなのか、そのことも含めてなんですけれども、お聞きしたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ただいまのご質問の答えを申し上げます。

これらの事業に関しましては二次予防と一次予防ということで分かれてございまして、まず、関連がございまして、二次予防のほうからご説明申し上げます、この中の通所型介護予防事業というのは、こちらはときわ会のほうに委託している事業でございます。

そして、一次予防のほうに入りますが、こちらのほうのですね、閉じこもり予防事業、それからこれに関しましては、サンふじさんのほうの一般高齢者を対象とした事業として、健康チェック手芸教室、レクリエーションなど、通称元気教室と称して、月二回程度実施しております。ちなみに次の運動機能向上支援事業に関しましても、これはニチイ学館というところに委託しておりまして、健康アップ教室、二カ所ですね。これは老人福祉センター、文化センターを利用して実施しているという内容になってございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山哲英君）

異議がありますので、討論を行います。

まず原案に反対の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入歳出の会計に問題があるというわけではございませんが、実際にこの介護保険制度が始まって以来ですね、三年に一度の保険料の値上げ、そして現在では標準的な人で五千八百五十円ほど、月ですね。若い人の普通の所得ある人であると、年間十万円を超えるようなですね状態、確かに全ての人が支えていく福祉制度ということでスタートしておりますけれども、保険料の引き上げがですね、非常に大きな負担になっているということをですね、解消していく、その手立てをですね、とるべきであるという点からですね、本会計に同意できません。

○委員長（横山哲英君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（横山哲英君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

十分間休憩いたします。再開は十一時十五分です。

休 憩 午前十一時 六分

再 開 午前十一時十五分

○委員長（横山哲英君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、議案第二十号平成二十五年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

議案第二十号平成二十五年度藤崎町水道事業会計予算案についてご説明いたします。

二百三十五ページをお開きください。

第二条業務の予定量であります。平成二十五年度は給水戸数五千三百七十二戸、年間給水量百五十一万八千九百四十九立方メートル、一日平均給水量四千六百六十一立方メートル、主要な建設改良事業等として、消火栓設置更新事業ほか工事、水道資産評価等システム構築事業、新会計システム構築事業を予定し、長期水道ビジョンを念頭に、より一層の健全経営を目指し、予算編成をしております。

二百四十一ページをお開きください。

平成二十五年度藤崎町水道事業会計予算実施計画でご説明いたします。まず、収益的収入及び支出、収入の概要をご説明いたします。

第一款水道事業収益は三億六千二百三十五万九千円を計上しております。第一項営業収益が三億六千三十二万二千元であります。その主なものは、第一目給水収益が三億六千万円、これは水道料金とメーター使用料であります。第二項営業外収益が二百三万五千元であります。その主なものは、第一目受取利息が九十万六千円であり、うち農業集落排水

事業会計に運転資金として貸し付けている資金の利息が七十五万六千円であります。また、第二目他会計補助金が二十二万九千円であり、これは水道事業広域化対策補助金として一般会計から繰り入れする補助金であります。

次に、二百四十二ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出について、その概要をご説明いたします。

第一款水道事業費用として三億六千二百三十五万九千円を計上しております。第一項営業費用が三億八百五十七万三千円であります。そのうち、第一目浄配水費が一億五千九百四十三万二千円であり、その主なものとしては、第四節修繕費一千四百三十一万七千円で、このうち、メーター取りかえ工事費は計量法により、八年経過した水道メーターを取りかえる必要があることから、量水器購入費も含め、九百四十六万二千円を予算計上しております。また、第七節受水費一億三千五百六十四万六千円は、津軽広域水道企業団から受水した水量に対する支払額であります。

二百四十三ページの第三目総係費が五千百六十九万一千円であります。その主なものとしましては、第二節給料から第四節法定福利費までの合計額であります職員の給与費が三千五百四十八万四千円であり、二百四十四ページ、第十一節修繕費九十二万四千円のうち、事務室照明施設取りかえ工事費七十万四千円を予算計上しておりますが、これは事務室内の照明器具をLED化し、多少なりとも地球温暖化防止策を講じるものであります。また、十四節委託料七百七十六万五千円を予算計上しております。このうち水道メーター検針委託料として、四百八万円を予算計上しておりますが、これはメーター検針員五人分の検針業務に係る経費であります。

二百四十五ページをごらんください。

第四目減価償却費は九千三百二十四万六千円であります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であり、また同時に内部留保資金として資本的収支、つまり四条予算における財源不足額の補填財源となり得るものであります。第五目資産減耗費に四百二十万二千円を計上しておりますが、その主なものは、旧富柳浄水場解体工事費であります。

二百四十六ページをお開きください。

第二項営業外費用が四千二百七十七万五千円であります。その主なものは、第一目支払利息が二千二百七十七万四千円で、これは企業債の償還利息であります。第二目消費税及び地方消費税二千万円で、消費税納付見込額であります。第三項特別損失が四十万一千円で、この主なものは、第二目過年度損益修正損であり、過年度分の給水未収金のうち、死亡や倒産、それに居住不明により不納欠損せざるを得ない未収金相当額であります。

次に、二百四十七ページをお開きください。

資本的収入及び支出の上段の収入についてその概要をご説明いたします。

第一款資本的収入として一千四百一万五千円を計上しました。内訳としましては第一項他会計繰入金は一千四十九万三千円で、そのうち、第一目他会計出資金六百五十四万八千円は、昭和五十七年から昭和六十一年にかけて上水道の広域経営を促進するために借り入れした企業債の償還元金の一部を一般会計から出資金として繰り入れするものであります。また、第二目他会計負担金三百九十四万五千円は、消火栓設置及び更新工事費を一般会計から繰り入れするものであります。第三項長期貸付金第一目他会計貸付金三百二万二千円は農業集落排水事業会計への長期貸付金の元金償還分であります。

同じく二百四十七ページの下段の支出をご説明いたします。

第一款資本的支出として一億一千七百六十七万一千円を計上しました。その内訳としましては、第一項建設改良費が四百四十四万五千円であり、この主なものは第一目浄配水設備費の消火栓設置更新工事費の三百九十四万五千円であります。第二項固定資産購入費が一千八百七万六千円で、その主なものとしましては第二目機械及び装置購入費には、継続費を設定しております新会計システム構築事業費のうち、平成二十五年度分の七百六万七千円、同じく継続費を設定しております水道資産評価等システム構築事業費のうち、平成二十五年度分の六百五十一万円を予算計上しております。なお、第三目工事及び器具購入費には災害時の備品購入等充実策の一環として、給水タンク購入費百四十七万円を予算計上しております。第三項企業債償還金は九千五百十五万円と見込んでおります。

次に、二百五十六ページをお開きください。

継続費について、若干ご説明いたします。継続費を設定している事業が二件ございます。新会計システム構築事業は、平成二十四年度から平成二十五年度までの二カ年間で設定しております。これは地方公営企業法の大幅な改正に伴い、新会計システム導入費及び町例規整備費等を予算計上したものであります。水道資産評価等システム構築事業は、平成二十五年度から平成二十七年までの三カ年間で設定しております。これは配水管や排水ポンプ等、現状の水道資産の劣化状況等を調査し、配水管等の耐震化計画を策定するための基礎資料をシステム化、可視化するものであります。

二百五十七ページをごらんください。

これは水道事業の地方債現在高の見込額であります。平成二十五年度は新たに地方債を借り入れる予定はなく、元金償還見込額が九千五百十五万円であることから、水道事業会計の平成二十五年度末地方債現在高は九億九千五百五十六万五千円と見込まれております。以上をもちまして、議案第二十号平成二十五年度藤崎町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（横山哲英君）

予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数はですね、これは二百四十二ページのですね、七節の受水費であります。この津軽水道企業団から受水している受水水量に対する支払い一億三千五百六十四万円ほどなんですけれども、これを積算した根拠をですね、もうちょっと詳しく説明していただけたらなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

積算根拠はですね、二本立てになっております。一つは、基本水量に基づくもの、一つは給水量に基づくものという二本立てになっておりまして、基本水量については、一日当たり五千九百二十八・七五立方メートルを予定しております。これについてはですね、一立方当たり四十八・四十二銭ですので、それを掛け算しております。給水量につきましては、一日当たり、藤崎、常盤、両二つ合わせまして、百五十一万八千九百四十九立方メートルを予定しております。一立方メートル当たりの単価がですね、二十円八十九銭ですので、その掛け算をしております。その二つを足しまして、一億三千五百六十四万六千円という額になっております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は二百四十五ページです。

旧富柳浄水場の解体工事費、予算計上しておりますけれども、これは水が湧いてこないとか、何らかのそれで解体、使い道がなくなったはんで解体するということですか。私もちょっとわかりませんが、はっきりわかりませんが、富柳地区の流雪溝にこの水を利用しているんじゃないですか、どうですか、その辺は。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ご指摘のとおりですね、現在はですね、この旧富柳の浄水場ですね、井戸から掘られている水は確かに消融雪溝に利用されております。ただ、今回の解体費はですね、その部分を抜かした母屋部分とかですね、中に入っているその浄水機器、あるいはその発電機器ですね、撤去を予定しております。したがって、従来どおり消融雪溝に使う分に

については残すということでございます。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今のと関係してですね、消融雪溝に使うのは残す、解体はするけれども水源そのものは残すんだというような説明だと今聞いたんですけれども、実際水のほうの量が少ないのか、何なのか、ことしなどは大変いってみれば枝線といいますか、その右側のほうの水量が随分少ないという苦情も私自身は聞いているんですけれども、水量が少なくなったのか、それとも途中のU字溝といいますか、流水溝といいますか、それが悪いのか、原因をはっきりさせているものなんでしょうか。その点、関連質問でお聞きします。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

今年の場合だけではなかったんですが、富柳の本通りから神社のほうに向かって入っていった通りですが、この部分については水の量が確かに少ないという現状でございました。また、その奥のほうに行けばまた通常に水が出ているんですが、この区間につきましてだけは、ちょっと水が少ないという現象は確かにございました。その理由につきまして、現在我々のほうもちょっと理由わからない状況なんです、根本的にバルブのもう一回点検等を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

水道事業とは直接関係ないことかもしれませんが、原因をですね、しっかり把握してですね、いただきたいということを要望だけしておきます。

先ほど質問しました受水費のことですけれども、基本水量の一日当たりの積算、四十八円ほどで積算しているということなんですけれども、これが何といいましょうか、実際使う量よりもですね、責任水量という形で多目にですね、設定されているのではないんですか。黒石の水道会計なんかでも報道によればですね、その差額が多過ぎて困っているんだという水道の料金というか、受水費の問題で、問題提起もしているんですけれども、その辺はどう受けとめて、実態的にはどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

今、責任水量という話でございましたけれども、広域企業団でですね、施設を建設する場合に、まず、各市町村にどれくらいですね、水需要があるかということで、まず、当時多分協定を結んでおると思うんですよ。各市町村がですね、将来的にはこのくらいですね、水が必要であるというのであれば、企業団としてもこれくらいの施設を建設することでありますので、もう三十年ぐらいたってですね、それちょっと見込み違いでしたと言われてもですね、その辺はちょっと変更することはやはりその企業団の中ですね、会議の中で決めることだと考えております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますとですね、実際に給水した量と基本水量、二本立てでこの一億三千五百六十四万円ほどが積算されている

んだという説明なんですけれども、いずれにしても、そうすれば、基本水量についても、給水量全体についても実態とはそれほどかい離というか、隔たりはないというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

基本水量についてはですね、これは一日当たり五千九百二十八・七五立方メートルということで最初からその企業団との協定で決まっております。給水量については、これは二十三年か二十四年のですね、給水量をもとにですね、給水量をまず算定しております、旧藤崎地区においては八十九万九千二百七十七立方メートル、旧常盤地区については六十一万九千七百三十二立方メートルと。このくらいの使う量はですね、推計されるということでその基礎資料になっております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数が二百四十七ページなんですけれども、下から数えて委託料ってありますよね。支出の第一款というんですか、水道資産評価などシステム構築事業費、これはもう少し詳しく教えていただければ。

あと、給水タンクを購入するということなんですけれども、何リットルのやつを何個とか、その辺、教えていただければ。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

これは先ほどご説明しましたようにですね、これはですね、現状の水道資産の劣化度を調査いたしまして、給水管の

耐震化計画を策定するために基礎資料をつくるということでございます。具体的にはですね、管路資産のデータ、あるいはまた昭和二十年代とか、昭和三十年代のですね、管の布設については、はっきりわかりませんので、これは推定ということでまず資産データをつくっていただくということで、そういう業務を委託するということで委託をしております。その結果に基づいてですね、今後、法定対応年数が四十年ですので、それを過ぎた管についてはですね、順次耐震化にですね、変更するということの含みで、今この計画を策定しておきます。

あと、もう一点、給水タンクの購入費でありますけれども、これは一・五トン級を一台予定しております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

奈良委員。

○奈良完治委員

上下水道課におかれましては、何としてもこの耐震化のやつ、強力に一般質問でもお願いしていただきましたので、よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長（横山哲英君）

小野委員。

○小野 稔委員

私のほうから質問させていただきます。

ページ数は二百四十七ページの建設改良費工事請負費の消火栓、それから更新工事費、去年から見ると三百三十二万一千円の増額になっております。これは新しくつけるのと、更新のとあると思うんですけれども、これも更新が必要だと思いますけれども、何件の新築と、それから何件の更新か、それを教えてもらいたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

更新につきましては、昨年度まで、この更新についてはですね、三条予算のほうで見ていたんですけれども、よく調査しましたらですね、三分の二以上のまず更新だということで、ことしから四条予算に持ってきました。それでですね、一応五カ所予定しております。そしてもう一件、もし何か緊急のために何かあればだめですので、一個緊急用に用意するというので今考えております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

小野さんと関連しましてですね、一体どこにですね、どういう状態で五カ所ほどですね、やるのかということ。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員、はっきり質問してください。

○浅利直志委員

五カ所と言っておりますけれども、どこにどういうふうな状態であるから五カ所を更新するのかということと、もう一つ、大事なことで、四条予算のほうに今度は変えたんだということなんですけれども、それじゃあ今までというか、近年やってきた会計処理が適切でなかったということなんですか。その二点についてお聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

まず、五カ所の質問でございますけれども、一応西豊田地区に二カ所、榊一カ所、その他もし何かあればということで、まず五カ所を予定しております。

去年までの会計処理が違うのではないかというご指摘ですけれども、これは例えばですね、消火栓のですね、一部を交換するその程度だと思っんですよ。その程度がですね、一部を修繕するのであれば、これは三条予算ですけれども、まず三分の二以上、そういうものをすぽんと、三分の二以上でやるのは資産台帳に載せる必要があるということで、地方公営企業法の会計制度も変わることから、それはきちんと何といたしますか、固定資産台帳で整理するのが必要であるということから、二十五年度以降はそのような処理にしております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

基本的に消火栓設備はですね、一般会計で負担するというか補填するというのが基本だろうと思っんですけれども、ここでは工事が四百四十五万円なのに、それ三百九十万円のことしか補填されていないのかなというふうに私は思ったんですけれども、全額でないのはどういう理由からですか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

二百四十七ページのですね、消火栓設置更新工事費に三百九十四万五千円計上しておりますけれども、その上の収入のほうのですね、他会計負担金がですね、消火栓設置更新工事費三百九十四万五千円、同額をですね、繰り入れております。この繰り入れについてはですね、毎年、総務省のほうから地方公営企業繰出金についてという通知がございまして、その第一第一項にですね、消火栓に要する経費ということで公共消防のための消火栓に要する経費、その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について、一般会計が負担するための経費であるというふうに定義づけられておりますので、このような措置になっております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

詳しい説明ありがとうございます。そうすれば、この配水管移設工事費は五十万円ほど、これ見ているのを私見落としておりました。配水管を移設するという必要性がある工事というのは、これはどういう工事なのでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

この配水管等工事費についてはですね、例えばですね、町道等をですね、改良するときですね、そこに占有している水道管がちょっと邪魔だということになればですね、これはですね、当然ながら占有物件としてですね、上下水道課で負担してやるべきものもあるということで、どこというわけではありませんけれども、一応その五十万円を計上しておくということでございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山哲英君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十一号平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案を議題とします。

収入支出の予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、議案第二十一号平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案についてご説明いたします。

まず、二百六十五ページをお開きください。

第二条業務の予定量であります。水洗便所加入戸数一千八百二十戸、水洗便所設置済人口五千四百人、排出汚水量四十五万立方メートル、主要な建設改良事業等は、最適化整備構想策定事業、新会計システム構築事業を予定しており、農業集落排水事業の施設維持、集排財政健全化に留意し、予算編成をしたものであります。

二百七十一ページをお開きください。

平成二十五年度藤崎町の農集排事業会計予算実施計画でご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入の概要をご説明いたします。

第一款集排事業収益として二億五千三百四十二万一千円を計上しております。

第一項営業収益が一億六百五十万一千円であります。その主なものは、第一目集排使用料九千万円と見込んでおります。第二目雨水処理負担金の一千万六千四百一十円は、雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計からの繰り入れするものであります。

第二項営業外収益が一億四千六百九十一万八千円あります。その主なものは、第二目他会計補助金が一億四千六百十九万六千円で、うち一般会計から繰り出し基準に基づき繰り入れする補助金、つまり基準内繰入金が一億三千七十六万五千円、繰り出し基準に基づかない基準外繰入金が一千万六千五百一十円あります。

次に、二百七十二ページをお開きください。

収益的収入支出の支出の概要をご説明いたします。

第一款農集排事業費用として二億五千三百四十二万一千円を計上しております。第一項営業費用が一億八千四百五十九万七千円あります。その主なものは、第一目管渠費が一千万六千八百二十万一千円で、そのうち第四節委託料七百十一

万円は、マンホールポンプ維持管理や污水管等清掃業務、第六節修繕費五百五十五万九千円はマンホールポンプ修繕費等であります。第二目処理場費が四千七百十一万八千円で、その主なものとしては二百七十三ページ、第五節委託料一千六百十三万七千円で、これは町内に七カ所ある污水处理施設の維持管理業務委託等であり、第六節手数料八百三十八万六千円は汚泥運搬収集、脱水汚泥収集運搬、脱水汚泥処分、脱水肥料製造の各手数料であり、各処理施設から発生する汚泥の堆肥化に係る一連の経費を予算化したものであります。また、第七節修繕費四百二十七万一千円は、経年劣化に伴う久井名館処理施設インテリジェントプリンタ修繕費など、各処理場の修繕費を予算計上しております。第三目総係費が二千百五十二万六千円で、その主なものは第一節給料から二百七十四ページの第三節法定福利費までの合計額であります職員給与費一千七百七十五万円や、二百七十五ページの第十二節負担金二百四十一万四千円のうち、飯田、林崎処理施設維持管理費負担金の二百三十八万六千円等であります。第四目減価償却費が九千九百十三万円であります。減価償却費とは、固有固定資産等の価値減耗分の費用化であります。内部留保資金となり、資本的収支、つまり四条予算における財源不足額の補填財源となり得るものであります。

第二項営業外費用が六千六百七十一万六千円であります。その主なものは、第一目支払利息が六千五百十一万五千円であり、第一節企業債利息、第二節水道事業からの長期借入金利息、第三節一時借入金利息であります。

二百七十六ページの第三項特別損失が十万八千円は、第一目過年度損益修正損であり、過年度分未収集排使用料のうち、死亡、破産により不納欠損せざるを得ない未収金相当額であります。

次に、二百七十七ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、上段の収入の概要をご説明いたします。

第一款資本的収入として八千三百四十一万円を計上しました。その内訳は、第一項企業債第一目下水道事業債が四千九百万円で、これは減価償却費と元金償還金との差額分に相当する資本費平準化債であり、実質的な赤字補填財源であります。

第二項他会計繰入金第一目他会計出資金三千万円は、下水道事業債の償還元金の一部を一般会計から出資金として繰り入れするものであります。

第三項県補助金第一目県補助金四百四十一万円は、最適化整備構想策定事業に係る地域自主戦略交付金であります。

次に、支出的収入支出のうち、下段の支出についてご説明いたします。

第一款資本的支出として一億八千八百二十五万三千円を計上しました。その内訳は第一項建設改良費には、継続費を設定しております。最適化整備構想策定業務のうち、平成二十五年度分の四百四十六万円を予算計上したものであります。

第二項固定資産購入費には、同じく継続費を設定しております新会計システム構築事業費のうち、平成二十五年度分の四百七十八万三千円を予算計上したものであります。

第三項企業債償還金一億七千五百九十八万八千円は、下水道事業債償還金及び資本費平準化債の元金償還金であります。

第四項他会計借入金償還金三百二万二千元は、水道事業会計から平成十九年度から平成二十一年度まで借り入れた借入金一億一千五百万円に対する元金償還分であります。

次に、二百八十六ページをお開きください。

継続費について若干ご説明いたします。継続費を設定している事業が二件ございます。最適化整備構想策定事業は、平成二十四年度から平成二十七年度までの四カ年間を設定しておりまして、過去に整備した農業集落排水施設を対象に、機能低下等を的確に把握するため、農業集落排水施設の機能診断を実施し、最適化整備構想を策定するものであります。新会計システム構築事業は、平成二十四年度から平成二十五年度までの二カ年間を設定しておりまして、これは地方公営企業法の大幅な改正に伴い、新会計システム導入費及び町例規整備費等を予算計上したものであります。

二百八十八ページをお開きください。

これは、農業集落排水事業の平成二十五年度末の地方債現在高の見込額であります。平成二十五年度には新たに資本費平準化債として四千九百万円を借り入れ、農業集落事業の元金の返済予定額が一億七千五百九十八万八千円であることから、農業集落排水事業会計の平成二十五年末地方債現在高は二十九億百九十七万五千円と見込まれております。

以上、議案第二十一号の農業集落排水事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（横山哲英君）

説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

二百七十三ページの手数料のところ汚泥肥料製造手数料で二十七万二千元ありますけれども、これは汚泥を肥料化する時の手数料ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

実際その手数料といいますか、この手数料をかけましてですね、実際その肥料を買ってきましてですね、いきいきまつりとかですね、ふじフェスタのときにですね、配布する肥料分ということでご理解いただければいいかなと思います。以上です。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

肥料をじゃあ製造する過程というんですか、どういうシステムで肥料になっていくのか。

あとそれから、その肥料そのものの使い道、成分といいますか、成分までわかればいいんだろけれども、成分とか、評価というかですね、その辺、わかればお願いします。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、その手数料の中身でですね、ご説明したいと思います。まず、その汚泥運搬収集手数料というのはですね、町内に七カ所処理施設があるわけですが、そこから発生したですね、汚泥をとりあえずその常盤処理場にですね、脱水機がありますので、そこに脱水汚水収集運搬手数料としてそこに集めます。その集めたところをですね、常盤処理場で脱水装置にかけまして、脱水した汚泥、これをですね、十和田市にある環境保全でしたっけ、そのほうに送っていきます。そこで十和田市にあるその環境保全の中で肥料化するというので一連の肥料が完成するわけでございます。先ほどご説明しましたように、そこで出てきた肥料をですね、十五キロ入りでは三百十五円の三百四十四袋、あと三キロ入りは九十四円一千七百十七袋を購入しております。それを下水道の普及に役立つということでですね、いきいきまつり及びそのふじフェスタ等で無料配布しているという状況であります。

ただですね、これ、肥料といっても、窒素、リン酸、カリという成分があるんですけども、たしかカリがちょっと不足するというような情報が入っておりますけれども、葉物野菜とか、根物野菜に、どっちだかちょっと忘れましてけれども、非常に効果があるという好評を博しております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

じゃあ将来的にその肥料化する目的といいますか、汚泥を処理するために肥料にして使ってもらおうということが有効だ

からこれに取り組むということでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ただですね、これはこういうたしか旧常盤時代にですね、汚泥の農地還元と、コンポスト化ということで事業化された事業でこういう施設をつくっているということなんですけれども、ただ、実際にですね、農地還元されているということまではちょっと今現在いっておりません。肥料の無料配布をしているんですけれども、いきいきまつりの実態も見てみますとですね、ほぼ五〇％に近い方が町外の方だということで、その効果のほどは今のところちょっともう一回検証する必要があるのかなと思っております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

質問の前に、何か私の記憶ではですね、予算書の説明の項目がですね、非常にわかりやすくなったのかなという努力しているということですね、評価したいなと思っております。私の記憶間違いでなければ、その点の努力は評価したいと思っております。

それで、特にその中で、営業外収益二百七十一ページのところで、一般会計補助金で、基準内繰入金、基準外繰入金というのを明示しておるわけでございます。これは非常に我々予算案を見るときに、一般会計からどれぐらい応援しているのかなと、基準内、基準外ということがあるんですけれども、基準内のこの書いてある基準内繰入金ですね、これだけでは足りないということで一千五、六百万円ほど基準外繰り入れをしているということなんですか。なんだろうと思います。それで、聞きたいのは、今後、基準内でやり繰りできれば、それは一番いいわけなんですかけれども、

値上げだとかですね、それをそのままやればあれじゃということで値上げだとか、その料金を検討する委員会だとかですね、検討する、どういうふうに検討していくつもりなのかどうか、これが一点と。

もう一つは、説明は立て板に水のように滑らかであったんですけども、加入戸数だとかはいつも我々問題になっている加入戸数だとかの上昇なり、それはどういう見通しなのか、どういう努力をなさっていくつもりなのか、その二点についてお聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

まず、料金検討委員会でありますけれども、今月の十九日にもですね、二十四年度のですね、公共料金検討委員会を開催する予定でございます。今のところ、事務局案としましてはですね、値上げする予定はございませんけれども、ただ、それは検討委員会の中で審議されるものですので、今ここで、上げとか、下げとか、ちょっと明言は避けたいと思いません。

もう一点、加入戸数でありますけれども、今ちょっと正確なですね、数字はちょっと手元にございません。ただですね、集排については、七〇%前後というふうに記憶しております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑は。浅利君。

○浅利直志委員

何か昼が近づいてきたら浅利君と呼ばれたんですけども……。二百七十三ページのところで、七節の修繕費の中で、久井名館処理施設インテリジェントプリンタ修繕費、よくわからないんですけども、どういうものを修繕して二百二十万円ほどもかかるということなんでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

久井名館処理施設インテリジェントプリンタ修繕費というのはですね、処理場にいろいろ計器がありまして、それぞれのデータが一つのところにまとまって、それがプリントされて出てくるわけですが、そういう集めたデータをですね、うまく取り出せないとか、吐き出せないという状況でして、調べた結果、ここのインテリジェントプリンタが壊れていると。ほとんどここに修繕は経年劣化によるものでございまして、最近やはり最適化計画もありますように、各施設の処理施設のものでですね、大分経年劣化により壊れてきている状況でございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかに。浅利委員。

○浅利直志委員

そうすれば、プリンターという、結果を印字できないというよりも測定ができなくなったという正確に測定ができなくなったから直すんだということで理解していいんですか。

○委員長（横山哲英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

はい、そのとおりでございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山哲英君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十二号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、議案第二十二号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計予算案についてご説明いたします。

まず、二百九十七ページをお開きください。

第二条業務予定量であります。水洗便所加入戸数一千九百九十戸、水洗便所設置済人口五千四百七十人、排出汚水量五十二万二千立方メートル、主要な建設改良事業等として流域下水道建設事業（負担金事業）ですけれども、新会計システム構築事業を予定し、下水道事業関連施設の維持と財政健全経営に留意しつつ予算編成をしております。

それでは、三百三ページをお開きください。

平成二十五年度藤崎町下水道事業会計予算実行計画でご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入について、その概要をご説明いたします。

第一款下水道事業収益として二億一千三百九万四千元を計上しております。第一項営業収益が一億四百万七千元であります。その主なものは、第一目下水道使用料が八千九百万円であります。第二目雨水処理負担金が一千四百五十六万六千元で、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計から繰り入れするものであります。

第二項営業外収益が一億九百八万五千元であります。その主なものは、第二目他会計補助金が一億九百八万三千円で、うち一般会計から繰出基準に基づき繰り入れする補助金、つまり基準内繰入金が一億三百六十七万九千元、繰出基準に

基づかない基準外繰入金が五百四十万四千円であります。

次に、三百四ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち支出について、その概要をご説明いたします。

第一款下水道事業費用として二億一千三百九万四千円を計上しております。第一項営業費用が一億四千四百六十万三千円であります。そのうち、第一目管渠費が九百十万六千円で、その主なものとしましては、第四節マンホールポンプ場維持管理業務委託料等の委託料が三百九十三万九千円、第五節村井第一銅屋森マンホールポンプ通報装置修繕費等の修繕費が三百六十万八千円であります。第二目総係費は五千三百八十三万五千円であります。その主なものとしましては、第一節給料から第三節法定福利費までの合計額であります職員給与費、つまり人件費が一千四百九十万七千円、三百五ページの十三節負担金岩木川流域下水道維持管理負担金等として、三千七百八十万七千円を予算計上しております。

三百六ページ、第三目減価償却費が八千百六十六万円あります。減価償却費とは、保有固定資産等の価値減耗分の費用化であります。内部留保資金となり、資本的収支、つまり四条予算における財源不足額の補填財源となり得るものであります。

第二項営業外費用が六千六百三十九万四千円あります。その主なものは、第一目支払利息が六千四百十五万三千円で、うち第一節企業債利息が六千四百万三千円あります。第二目消費税及び地方消費税が二百二十四万円、これは消費税納付見込額であります。

第三項特別損失が九万七千円で、これは第一目過年度損益修正損であり、過年度分下水道使用料のうち、居住不明等の理由により不納欠損せざるを得ない未収金相当額であります。

次に、三百七ページをごらんください。

まず、資本的収入及び支出の上段の収入から概要をご説明いたします。

第一款資本的収入として一億五千十万円を計上しました。第一項企業債は一億十万円で、その内訳としましては、第

一節下水道事業債四百四十万円は流域下水道建設負担金の財源であり、第二節資本費平準化債の八千五百五十万円、これは減価償却費と元金償還金の差額分に相当する額であり、実質的な赤字補填財源であります。また、第三節下水道債特別措置分一千四百二十万円は、平成十八年度の汚水私費、雨水公費の国の負担割合見直しに伴い、国負担軽減分の地方債であります。

第二項他会計繰入金の五千万円は、企業債元金償還金に充当するため、一般会計から出資金として繰り入れするものであります。

次に、資本的収入及び支出の下段の支出をご説明いたします。

第一款資本的支出として二億三千二百二十万二千円を計上しました。第一項建設改良費が四百四十七万円で、これは第一目流域下水道建設負担金であります。

第二項固定資産購入費は、継続費を設定しております新会計システム構築事業費のうち平成二十五年度分の四百四十六万八千円を予算計上したものであります。

第三項企業債償還金二億二千三百二十六万四千円は、下水道事業債資本費平準化債及び公共下水道債の特別措置分の元金償還金であります。

三百十六ページをお開きください。

継続費について若干ご説明いたします。新会計システム構築事業は、平成二十四年度から平成二十五年度までの二カ年間を設定しております。これは地方公営企業法の大幅な改正に伴い、新会計システム購入費及び町例規整備費等を予算計上したものであります。

次に、三百十八ページをお開きください。

これは下水道事業会計の地方債現在高見込額であります。平成二十五年度には新たに資本費平準化債等として、一億百万円を借り入れ、平成二十五年度の下水道事業の元金及び返済見込額が二億二千三百二十六万四千円であることから、

下水道事業の平成二十五年度末の地方債現在高は二十九億三千百五十六万六千円と見込まれております。以上で議案第二十二号藤崎町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（横山哲英君）

説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山哲英君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山哲英君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

委員の皆さん、熱心な討論を大変ご苦労さまでした。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に感謝を申し上げますとともに、審査に協力いただき、感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆様、参与の皆様、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後〇時十三分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委 員 長 横 山 哲 英